

# 会 則

〔名称〕

第 1 条 本ジムを総称して「暮らしの杜 クライミングジム」（以下ジム）という。

〔目的〕

第 2 条 本ジムは本会則に則り、本ジム会員が本ジムの施設を利用し、クライミングのテクニック向上・心身の健康維持および増進・会員相互の親睦を計ることを目的とする。また、フリークライミングの普及に貢献できる場所としての役割を果たすものとする。

〔管理運営〕

第 3 条 本ジムは愛知県岡崎市羽根町字若宮 3 0 番地 暮らしの杜内「服部工業株式会社」が所有し、本ジムの管理運営にあたる事務所も服部工業株式会社内におく。

〔会員制度〕

第 4 条

1. 本ジムは会員のみ利用できる。
2. 本ジムに入会利用する者は、本会則を承認し、「ジムご利用時のお願いと注意事項」を守り、本会則に従う同意書を本ジムに提出し受理されなければならない。
3. 会員は本ジム施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

〔入会資格〕

第 5 条

1. 年齢満 18 歳以上で、本ジムの会則に従う者。
2. フリークライミングの施設の利用に堪え得るとスタッフに認められた者。

〔会員資格〕

第 6 条 第 4 条第 2 項の契約が完了することにより、会員資格を取得したものとする。

〔18 歳未満の者の取り扱い〕

第 7 条 18 歳未満の者が入会・利用する場合は、原則として本人とその親権者が連署した上で申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本ジムの利用会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

〔会員資格譲渡〕

第 8 条 本ジムの会員資格は他に譲渡できない。

〔諸規則の厳守〕

第 9 条

1. 会員は本ジムの施設利用にあたり、本会則及び施設内規則を厳守しなければならない。
2. 会員は本ジムの施設利用にあたり、当施設のスタッフの指示に従わなければならない。
3. 会員は本ジムの施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

〔損害賠償責任免除〕

第 10 条 会員が本ジム諸施設の利用中、その責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、本ジムはその損害賠償の責を負わない。

〔会員の損害賠償責任〕

第 11 条 会員が本ジム諸施設の利用中、その責に帰する事由により本ジムまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が全ての責任を任ずるものとする。

〔会員資格喪失〕

第 12 条 会員は次の各項に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。

1. 会員の都合により退会を申し出、本ジムがこれを承認した場合。
2. 除名された時。
3. 会員本人の死亡。
4. 経営上やむを得ない事由により、本ジム施設の全部を閉鎖した時。

〔会員除名〕

第 13 条 会員で次の各項に該当した場合、本ジムはその会員を本ジムから除名することが出来る。また会員はその時点で会員の資格のすべてを喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。

1. 本ジムの会則及び諸規則に違反した時。
2. 本ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本ジム会員としてふさわしくない行為をした場合。
3. 施設利用料及び諸費用等の支払いを怠った時。
4. その他、スタッフが本ジム会員としてふさわしくないと認めた場合。

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕

第 14 条 本ジムは次の場合、諸施設の全部または一部の閉鎖、または休業をすることができる。その場合、原則として一週間前までにその旨を告示する。

1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した時。
2. 施設の改造及び修理による、やむを得ない場合。
3. その他重大な事由によりやむを得ない場合。
4. 定期休暇（夏季・年末年始・GW・クライミングコンペ日）等による場合。

〔利用の禁止〕

第 15 条 次の各項に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

1. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有する者。
2. 飲酒により、正常な施設利用ができないと認められた者。
3. その他医師により運動を禁じられている者。

〔諸費用等の変更〕

第 16 条 本ジムは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更する事ができる。この場合、本ジムは一ヶ月前までに、これを告知しなければならない。

〔会則の改定〕

第 17 条 本ジムは、会則等の改定を行う事ができる。尚、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

〔壁の使用について〕

第 18 条 山岳壁、リード壁に関して、スタッフが許可した会員は、リードクライミング及びリードクライミングビレイを行うことができる。また、その他の懸垂下降、マルチピッチ等もその都度、許可した会員は行うことができる。

〔講習について〕

第 19 条 講習等を行う場合は、事前にスタッフに届け出て許可を得るものとする。

〔物販等の禁止〕

第 20 条 ジム内及び敷地内において許可なく次の営業行為を禁止とする。

1. 物販およびそれに類似する行為
2. ビラ配り
3. 勧誘
4. その他、ジムの営業を妨げる一切の行為

〔壁の改造や変更について〕

第 21 条 壁に付いているホールド、カラビナ、ボルト等、変更や交換を許可なく行ってはならない。